

(参考様式)

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

住所：

氏名： 印

(法人の場合は会社名及び代表者氏名)

私（当社）はフロン類の充填回収にあたり、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第十四条第一項九号及び第四十条第一項二号に定める「十分な知見を有する者」に関し、十分な知見を有する者がフロン類の充填回収を自ら行い又はフロン類の充填回収に立ち会います。

※第一種フロン類充填回収に関わる資格等を有さない場合、本様式をご提出ください。

◇フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)

第三十七条

(略)

3 第一種フロン類充填回収業者(第一項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第一項、第四十七条第一項から第三項まで並びに第四十九条第一項、第二項、第五項及び第七項において同じ。)は、第一項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従って行わなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者の引取義務)

第四十四条

(略)

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

◇フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則

(フロン類の充填に関する基準)

第十四条 法第三十七条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

(略)

九 フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。

(第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

第四十条 法第四十四条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

(略)

二 フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

◇参考：フロン類の充填回収に係る資格

- ・冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- ・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- ・冷媒フロン類取扱技術者
- ・冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- ・高圧ガス製造保安責任者:冷凍機械(高圧ガス保安協会)
- ・冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会)
- ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事業所の保安管理者
- ・技術士(機械部門・衛生工学部門)
- ・自動車電気装置整備士(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。